

小金井市立小・中学校の特別支援教室

誰でも得意なこと・苦手なことがあります。友達とうまくかかわれない、グループ活動が苦手、スケジュール管理が苦手、作業が速くてついていけないなど、教室で困っている子供たちがいます。早い段階で子供の苦手に気づき、自信がもてるように指導するために、市立小・中学校の全校に特別支援教室を設置しました。（※小学校→平成30年4月開設 中学校→令和3年4月開設）

○ お子さんに、次のようなことはありませんか？

- 環境の変化や予定の変更などが受け入れられず、興奮したりパニックになったりする。
- 友達と話しているときに、自分のことばかり話してしまい、止められなくなる。
- 自分の思いどおりにならないときに動き回ったり、固まって動かなくなったりする。
- 気分の浮き沈みがあり、悲観的になったり、考えることができなくなったりする。
- 一週間のスケジュールを立て、余裕をもって準備するなど見通しをもつことが苦手である。

○ 特別支援教室はどんなところ？

- 得意なことや苦手なことへの気づきを通して、自己理解を進めます。
 - 自信や意欲が回復するように、小さな成功体験を積み重ねます。
 - 在籍学級の担任と巡回指導教員で連携しながら指導します。
 - 特別支援教室の授業は、週1回、1～2時間を基本とします。
- （※特別支援教室で学習している時間は、在籍学級の授業を受けられなくなります。）



○ 特別支援教室の指導体制

【小学校】巡回指導教員が、拠点校1校と巡回校2校の計3校を巡回し、指導します。

教室名	拠点校	巡回校
大空教室	小金井第二小学校	小金井第三小学校、緑小学校
ひだまり教室	小金井第四小学校	前原小学校、本町小学校
くじらぐも教室	南小学校	小金井第一小学校、東小学校



【中学校】巡回指導教員が、拠点校1校と巡回校4校の計5校を巡回し、指導します。

教室名	拠点校	巡回校
コスモス cosmos 教室	緑中学校	小金井第一中学校、小金井第二中学校 東中学校、南中学校



○ 特別支援教室の対象となる児童・生徒

通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れがなく、通常の学級での学習に基本的には参加できるものの、社会面等に課題のある児童・生徒が対象となります。

入室審査及び適切な指導を受けるにあたり、発達検査結果や医師の診断書等の提出が必要です。

※「通常の学級での学習に基本的には参加できる」とは、在籍学級の授業を受けている状態のことです。
大変申し訳ありませんが、別室で過ごしている状態や不登校の場合は、原則対象になりません。

○ 特別支援教室で学ぶ主な内容

① ソーシャルスキルトレーニング

学校生活の中で適切な対人関係を築き、コミュニケーションがとれるように、「上手な言葉でのやりとり」や「相手の気持ちを考える」ことなどを学びます。

② 学習計画の立案と実行、手先の巧緻性を高めるトレーニング（主に中学校）

提出課題についての取組計画を立て、計画通りに実施し、提出できるようにします。週間・月間スケジュールを立て、見通しをもった生活をできるようにします。グラフ、作図、イラスト、ものづくりなど、細かな作業ができるように、手先の巧緻性を高める活動を行います。

※ 一人一人の状態に応じて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 自立活動の指導内容の中から必要とする指導項目を選んで個別指導計画を作成し、特別の指導を行います。

※ 教科の内容を補充するための指導や学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

○ 特別支援教室の利用開始について

学級担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。



↳【その後の流れ】（※学校の取組）

- ① 特別支援教室の巡回指導教員や臨床発達心理士が、お子さんの学級の様子を観察します。
- ② お子さんの抱える困難さの状況や、支援する内容について、校内委員会で検討します。

校内委員会では、お子さんに合わせた支援について検討します

支援段階1・・・学級担任の指導法の工夫

支援段階2・・・校内・外の人的資源等を活用

支援段階3・・・特別支援教室の利用

- ③ 支援段階1・2の検討・実施を経て、支援段階3が適切と校内委員会が判断した場合に、特別支援教室の見学や体験へと進みます。

支援をつなぐために、学級担任と保護者が面談をして学校生活支援シートを作成します。

見学や体験の後、入室申請書と発達検査結果等（コピー）をご提出いただきます。

↳【その後の流れ】（※教育委員会の取組）

- ① 小金井市特別支援教室入退室委員会でお子さんの入室について審議します。
- ② 教育委員会より、入室の適・不適についてご連絡します。
(注1) 入室に至るまで時間を要することがありますのでご了承ください。
(注2) 通級指導学級「こだま学級」（きこえとことばの教室）との併用はできません。
(注3) 適応指導教室「もくせい教室」との併用はできません。
(注4) 入室審査の結果、利用が認められないこともあります。

○ 特別支援教室の利用終了について

- ① 特別支援教室の利用期間は、原則「1年間」です。利用期間終了をもって、退室します。
- ② 学校（学級）における適応状況を鑑み、「延長1年まで」継続申請をすることができます。
※ ただし、学校（学級）への適応が著しく困難である場合は、この限りではありません。長期の利用になる場合、医療の受診をお勧めする場合があります。小学校高学年の場合は、中学校へ向けた進路相談を含めて、支援させていただきます。
- ③ 入室後、特別支援教室の利用が一定期間ない場合は、自動的に退室します。

【担当】小金井市教育委員会 学校教育部 指導室 （電話）042-387-9877
〒184-8504 小金井市前原町三丁目4番15号（小金井市役所第2庁舎7階）